

「 裁判員制度と憲法 」

匿名希望

今年5月21日に裁判員制度が導入された。そして8月から、東京都を皮切りに、各地で裁判員制度による裁判が始まっている。

裁判員制度導入が近づくにつれて、テレビや新聞などのメディアが、大きく取り上げていた。そのため、私の家族の間でこの制度について話し合う機会が増えた。すると、そのなかで、私にある疑問点が思い浮かんだ。それは、なぜ国民が裁判に参加するのか、また、なぜこのような制度が今必要なのか、だった。

私は以前から、憲法や社会の動きについて興味がある。そこで今回は、憲法という視点から、裁判員制度について考えたいと思う。

まず、裁判員制度とは、一体どういった制度なのだろうか。裁判員制度は、選挙権を持つ国民の中から選ばれた6名の裁判員と、3名の職業裁判官が一緒に刑事裁判に立会い、罪の有無を決め、有罪ならば量刑も決定する制度である。またこの制度は、国民が裁判に参加する制度である陪審制度や参審制を融合した、日本独自の制度でもある。

では、この制度を導入する目的とは何だろうか。その目的は、外的なものでは諸外国との関係であり、内的なものでは、裁判に一般市民の感覚を取り入れることや裁判の短縮化など、さまざま挙げられる。

しかし、一番注目したいのは、司法に関して国民主権を実現させるという目的だ。つまり、司法のプロである職業裁判官に裁判をまかせっきりにしないで、国民に与えられた権利である国民主権を基本にして、司法と関わろうとすることである。

この目的には、憲法が深く関わっている。

そもそも日本国憲法は、国家権力の乱用を防ぐことを目的としており、それを守る義務は統治者にあるのであって、国民にはない。そんな憲法の前文に、国民主権が明記されており、また、これは、民主主義であることを示している。

民主主義を確立するためには、国民が重要な統治機構に主体的に参加することが必要だ。だが、実際には、行政はオンブズマン制度があるなど、司法以外の面ではそれを確立するための制度が整っている一方で、司法については、ほとんど未整備なのだ。

つまり、裁判員制度導入の注目すべき目的は、国民主権の実現である。なぜなら、統治者が守る義務がある日本国憲法に、国民主権について明記されているからなのだ。

裁判員制度が導入され、この制度による裁判も行われている一方で、この制

度に関する批判や不安の声は絶えることがない。

しかし、この制度にデメリットだけがあるのではない。裁判が今まで以上に国民のためになる1つの手段となることを願っている。

最後に、私たち自身は、日々の生活の中で憲法を意識していない。しかし、社会は常に動いている。一日一日違っているのだ。そして、この変化の根底には、社会を形づくる憲法がある。

すべての人々がよりよくあるために、憲法にもっと触れよう、そして理解しよう。一人一人が日本という国の主人公なのだから。